

# 地域活性化ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 工場内防火区画の天井耐火性能の制定	1
2 - 農地転用許可基準の見直し	1
3 - 古物営業法に基づく所轄警察署への申請・届出手続きの電子化・郵送化、必要書類の統一について	2
4 - 歩道切り下げ幅の緩和について	2
5 - 災害発生時、通行規制区域内への侵入許可について	3
6 - 災害発生時の別車両での配送制限の見直しについて	3
7 - 深夜酒類提供飲食店の届出における添付書類の緩和について	4
8 - 古物商許可申請の効率化について	4
9 - 古物営業の場所について	5
10 - 港湾規制の撤廃(港湾労働法、港湾運送事業法の廃止)	6
11 - テレビを自由に視聴したい	6
12 - 他都市にないリバーカルーズの実現	7
13 - 都市の水辺の楽しさ(水の都市軸)づくり	7
14 - 「e-Sports」の推進□	8
15 - 深夜における飲食店営業時間の緩和	8
16 - 民間事業者の「公の施設」の管理運営への参入を促進するための新たな制度の創設	9
17 - 地方独立行政法人の業務の条例化と兼業禁止規定の緩和又は廃止	9

18 - 建設業役員の経験年数の緩和	.....	10
19 - 都心への大学設置	.....	10

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	26年5月27日	26年6月24日	工場内防火区画の天井耐火性能の制定	<p>一定規模以上の建物には、火災の延焼・類焼防止のために、防火区画(面積区画)が設けられている。工場は防火区画が免除されるが、工場であっても、建屋内建屋(休憩所やトイレ等)に関しては、壁があるため防火区画対象とみなされ、耐火性能を有する壁と床で区画する必要がある。壁は耐火要件だけが求められるが、床は耐荷重要件(住宅並みの1,800N/m<sup>2</sup>)も求められる。天井の高い工場では、不必要に高い壁を造ることは無駄であり、天井(床)で蓋をしているが、この際、物を載せたりしない天井にも、床同様の耐荷重要件が課せられている。(通常の建物では、天井に耐荷重要件は求められておりません)</p> <p>結果、天井を支える柱・壁の強度をあげる必要があり、建屋内建屋の製造費のコスト増に繋がっている。また、重量増に伴い、建屋移動が困難となることから、製造ライン改裝時にはバラして移動させる等の工数・コスト増が発生している。</p> <p>防火区画は、延焼・類焼を防止することが目的であることから、建屋内建屋の天井に関しては、過度な耐荷重要件は求めずに、耐火性能のみの基準が適用されるよう見直して頂きたい。</p>	民間企業	国土交通省
2	26年5月27日	26年6月24日	農地転用許可基準の見直し	<p>農地転用許可基準の見直しを要望する。</p> <p>自治体が取り組まなければならない施策や計画がある場合、優良農地の確保に十分配慮しつつ、防災やまちづくり、農村振興にもつながる農地転用ができるよう、許可基準の見直しをお願いする。</p> <p>【現状】</p> <p>現行の農地転用許可基準は、農地や営農条件を中心設定されており、総合的なまちづくりを進めていく上で支障となる事例がある。</p>	三重県	農林水産省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
3	26年5月16日	26年6月24日	古物営業法に基づく所轄警察署への申請・届出手続きの電子化・郵送化、必要書類の統一について	現在、古物営業法に基づく所轄警察署への申請・届出手手続きは、電子申請ができないどころか窓口持参に限られており、政府の推進する行政の電子化以前の状態である。また、申請様式の書き方や必要添付書類が統一されておらず、窓口警察署の担当官の裁量で決まっているため、官民双方に多大な無駄が生じている。そこで、古物営業法に基づく所轄警察署への申請・届出手手続きの電子化・郵送化及び必要書類について統一していただきたい。	日本一般社団法人ライズ チラソニチヤン	警察庁
4	26年5月16日	26年6月24日	歩道切り下げ幅の緩和について	(1)提案内容 道路から店舗への進入に使用する「歩道の切り下げ幅」の規制について緩和していただきたい。 (2)提案理由 道路から店舗敷地に進入する際に使用する「歩道の切り下げ幅」については、関係法令では乗入口を利用形態に分類して、道路幅員を、1種(12m以下)、2種(8m以下)、3種(4m以下)に規定している。一方、高齢者の増加や女性の社会進出、障害のある方の積極的な雇用など、社会の多様性が増々求められ中、既存の基準のままでは駐車場への進入時の急減速や急ハンドルを招きかねず、重大事故を引き起こす可能性がある。現在、各道路管理者が施工申請を個別に判断しているが、基本となる国内法基準を1種(16m以下)、2種(12m以下)、3種(8m以下)とすることにより、道路から店舗敷地へのスムーズな進入と、歩道利用者の安全性を確保することが可能となると考える。	日本一般社団法人ライズ チラソニチヤン	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
5	26年5月16日	26年6月24日	災害発生時、通行規制区域内への侵入許可について	<p>(1) 提案内容</p> <p>① CVSなどの配送車両について、緊急通行車両として指定(通行規制区域内での通行許可)していただきたい。</p> <p>② 「通行許可証」を事前に交付していただきたい。</p> <p>(2) 提案理由</p> <p>① CVS店舗は被災地域の重要な物資供給拠点であり、そこへ商品供給する配送車を緊急通行車両として指定願いたい。</p> <p>② また、大規模災害時には各行政官庁も混乱する中、所定の交付手続きを経て「通行許可」を交付することは困難であると想定されるため、事前の交付についてご検討願いたい。</p> <p>CVSが社会インフラ化している中、被災地への迅速な物資供給を可能とする制度・支援などについてご検討いただきたい。</p>	日本フラン一般社団法人エーン協会	総警内務察閲省庁
6	26年5月16日	26年6月24日	災害発生時の別車両での配達制限の見直しについて	現行、緑ナンバーの車両は荷物を運搬することで料金の収受が発生し、レンタカーは車両を貸し出すことで料金の収受が発生するため、レンタカーにて荷物を運搬し料金を収受することは違法となっている。そこで、災害発生時は、煩雑な手続き無しにレンタカーにて配達が可能となるようご検討いただきたい。	日本エフ一般社団協会法人イズ	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
7	26年5月16日	26年6月24日	深夜酒類提供飲食店の届出における添付書類の緩和について	<p>深夜酒類提供飲食店の届出において、法人であれば全役員の住民票(本籍地記載のもの)の添付を求められるが、この添付内容を変更いただきたい。</p> <p>風営法内閣府令第一条四のイ「住民票の写し[住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第三十条の四十五に規定する国籍など)が記載されているものに限る。以下同じ。]とあるのを、「住民票の写し」と、同条七のロ「役員に係る第四号イ及びハに掲げる事項」を「代表者に係る第四号イ及びハに掲げる事項」と変更していただきたい。</p> <p>深夜酒類提供飲食店は、風俗営業などの規制及び業務の適正化などに関する法律(以下、風営法という)によって規制を受けている。昨今のわが国は、仕事によって昼夜や休日が逆転するなど、ライフスタイルが多様化している。したがって、深夜に酒類を提供するという事をもって過度の規制をするようなことがあってはならないと考える。深夜酒類提供飲食店は風営法内閣府令第19条において、深夜酒類提供飲食店の法人の届出に際し、その役員全員の戸籍の表示(本籍地の表示)のある住民票の写しの添付を求めていた。代表者(代表取締役)ならばまだしも、役員全員(監査役や社外取締役も含む)とするのは明らかに行き過ぎであり、申請者に過度の負担がかからないように申請書類を必要最小限に縮小すべきであると考える。特に、チェーン展開する居酒屋においては、取締役の人数や出店する店舗数も多く、添付書類も膨大になる。会社法第349条1項において、株式会社は代表取締役を定めた場合は代表取締役が会社を代表するとあるので、代表取締役を定めた場合は、他の取締役は会社を代表するものではないことから、代表取締役以外の取締役や監査役の住民票は添付資料とする必要性がなく、また、本籍地記載の住民票の添付を求める必要もないと考える。その理由が、国籍、または、日本国民かどうかを知るためのものだとしたら「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行されていることから、外国人でも国籍が記載された住民票が交付されるため、日本人は本籍地記載の住民票を提出させる必要はないと考える。もし、法人の役員全員の本籍地記載の住民票が必要だとしても、公安委員会のデータベースなどに登録する方法などにより、添付書類を緩和するように改正をお願いしたい。また、電子申請についてもご検討いただきたい。</p>	日本フランチャイズ一般社団法人エーン協会	警察庁
8	26年5月16日	26年6月24日	古物商許可申請の効率化について	古物商の許可是都道府県単位に申請を行うこととなっているが、申請から許可が降りるまで1ヶ月半以上かかるケースがあり、1ヶ月半以上店舗をオープンできない状況が発生している。フランチャイズチェーンの場合、全国展開をしている事業者が多いことから、業務の効率化等を踏まえ、都道府県公安委員会に付与されている許可権限を国家公安委員会に格上げをし、全国共通の許可としていただくか、又は、ある県で既に古物商の許可を取得していれば、新たな県で古物商の許可を取得する場合には届出のみとし許可を不要としていただく等の対応をご検討いただきたい。	日本一般法人エラソン協会	警察庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
9	26年5月16日	26年6月24日	古物営業の場所について	<p>(1) 提案内容</p> <p>古物商は「古物商自身の営業所」と「取引の相手方の住所又は居所」以外の場所で古物営業を行うことはできないが、以下を認めていただきたい。</p> <p>①集合住宅内に存在し、居住者以外が容易に侵入できないエントランスなどにおける古物営業(行商)  ②居住者以外が容易に利用できないコンシェルジュカウンターなどを通じた非対面取引  ③百貨店他での催事など、一時的な特設会場での買取</p> <p>(2) 提案理由</p> <p>古物営業法では、「盗品などの売買の防止、速やかな発見などを図るため」という法の目的に基づき、古物営業を行う場所として「古物商自身の営業所」と「取引の相手方の住所又は居所」が認められており、それぞれ原則として本人確認が要求されている。一方、①集合住宅のエントランス(例:第三者が容易には侵入できないタワーマンションのエントランス)における出張買取や②居住者専用のコンシェルジュカウンターを利用した宅配買取は、エントランス及びコンシェルジュカウンターが「相手方の住所又は居所」には該当せず、本人確認が行われたと言えないとして、違法であるとの行政解釈がなされている。しかし、集合住宅の居住者しか利用できない場所又はサービスであれば、事実上の居住確認を行うことができる。これに加えて、別途提示される本人確認書類と併せることで、本人確認が可能であると言える。また、③百貨店他での催事など、一時的な特設会場での買取については、現在、短期間の催事であっても「出店」の形態(出店が認められる場合)をとるか、古物営業(買取)ではなく回収の形態で対応しているが、手続きが煩雑である。しかし、これらの特設会場での運用は「古物商自身の営業所」における買取のスキームと相違がなく、同等の本人確認が可能である。これら①～③の取引は「古物商自身の営業所」や「取引の相手方の住所又は居所」での取引と同様に本人確認が可能であり、「盗品等の売買の防止、速やかな発見などを図るため」という古物営業法の目的を阻害するものではないと考える。</p>	日本フランチ一般社団法人ズ法人社イーン協会	警察庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
10	26年6月24日	26年7月16日	港湾規制の撤廃(港湾労働法、港湾運送事業法の廃止)	<p>日本の港では、線引きされた特定の地域内で港湾労働法、港湾運送事業法による規制がされています。その規制の中で大きな問題は、その地域内の倉庫等で荷役作業をする場合、「港湾労働者」の資格を有する者しか作業ができないということです。その作業も多くの場合、荷捌き作業やフォークリフトの運転といった特殊性を有するものではありません。それもかかわらず、地域内の独占性が阻害要因となり、通常の派遣料金に比べると非常に割高な派遣料を請求され、その地域で事業を営む会社にとっては、運営上大きな負担になっています。そのため、そのような理不尽な制度の適用を受けない他の地域に倉庫を移転する業者が後を絶たないと聞いています。</p> <p>本来、港湾は物流拠点としては「一等地」で、上記のような規制がないのが健全な姿かと思います。日本の港湾が「JAPAN PASSING(日本は魅力がないから素通りする)」と言われる遠因にもなっているような気がします。私は、このまま日本の港湾がどんどん衰退していくのを我慢できません。</p> <p>日本の港湾は、海に囲まれた我が国にとってなくてはならない貴重な財産です。その財産を最大限利用するためには、まず、上記のような規制をなくすことから始めるべきだと思います。</p> <p>そうすれば、健全な競争の元、今よりはるかに優良企業が港湾地域に集まり、この地域が活性するものと信じます。</p> <p>それが、海に囲まれた我が国の再生にも繋がるものと思います。</p> <p>是非、この法律の撤廃をお願いする次第です。</p>	個人	国土生 交労 通働 省
11	26年7月25日	26年8月13日	テレビを自由に視聴したい	<p>テレビ受像機には12個のチャンネルボタンがございますが、私の居住する新潟県ではNHK2つ、民放4つで半分しか使用していません。日本の首都である東京のテレビ、テレビ東京や東京MXテレビを視聴したいのですが、私どもでは視聴することができません。</p> <p>以下をご提案いたします。日本中どこの放送局のテレビ番組であっても、インターネットあるいはテレビで好きな放送局を選択して視聴できるようにしてもらいたい。</p> <p>ケーブルテレビであれ、衛星であれ技術的には可能と伺っております。地上波以外の方法によるテレビ視聴ができるだけ広げ、テレビ受像機をもっと有効に利用させていただきたい。</p>	個人	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
12	26年8月5日	26年9月10日	他都市にないリバーカルーズの実現	<p><b>【具体的な内容】</b>          屋形船や遊覧船などの、出発と帰着の船着き場が異なる不定期航路事業の自由化を求める。          ①船着場とは異なる船着場に戻る運航を認めもらいたい。          ②発着の船着場が異なる乗合輸送を行う場合は、「定期航路事業」もしくは「人の運送をする内航不定期航路事業(旅客船(13人以上の旅客定員を有する船舶)の場合、年間3日以内)」の事業形態の併用を不要にしてもらいたい。</p> <p><b>【提案理由】</b>          現行の海上運送法では、旅客不定期航路事業者は、同じ船着場から出発し、戻ってくる運航しか認められていない。発着の船着場が異なる乗合輸送を行う場合は、「定期航路事業」もしくは「人の運送をする内航不定期航路事業(旅客船(13人以上の旅客定員を有する船舶)の場合、年間3日以内)」の事業形態を併用する必要があり、許可要件が非常に厳しい。</p>	大阪府	国土交通省
13	26年8月5日	26年9月10日	都市の水辺の楽しさ(水の都市軸)づくり	<p><b>【具体的な内容】</b>          河川法の民間事業者の河川占用許可の緩和を求める。          ①河川占用許可期間の延長(3年⇒10年(公益物件並))          ②占用許可物件追加(ポートホテル、カヌーなどの倉庫設置)</p> <p><b>【提案理由】</b>          河川区域内の土地を占用、または工作物を新築・改築する場合は、河川法に基づき河川管理者の許可を受けなければならない。          全国において河川空間のオープン化を図り、都市及び地域の再生等に資するため、平成23年3月8日に河川敷地占用許可準則が一部改正され、民間事業者等による河川敷地の利用が可能となる都市・地域再生等利用区域を各河川管理者が指定することになった。          しかし、民間の河川占用期間は3年に限定されており、許可物件も限定されている。</p>	大阪府	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
14	26年8月5日	26年9月10日	「e-Sports」の推進	<p><b>【具体的な内容】</b>          対戦型電子ゲームを用いたスポーツ競技の、地域の風俗環境の保持、少年の健全育成、暴力団等の排除、ギャンブル依存症による二次的犯罪についても考慮した上で、刑法(とばく罪)の適用の緩和を求める。</p> <p><b>【提案理由】</b>          「e-Sport」とは、操作に高度な技能が必要となる対戦型ビデオゲームを用いた競技で、スポーツ競技の一種としての電子ゲームである。「e-Sport」の協議会が開かれ賞金をかけて競うこともあり、大会の様子は様々なメディアで観客に提供され、プロスポーツと同じようにエンターテイメントとして楽しめるものになっている。日本では、刑法により、テレビゲーム等においての賭け事が禁止されており、「e-Sports」の魅力を損ねている。</p>	大阪市府	法務省
15	26年8月5日	26年9月10日	深夜における飲食店営業時間の緩和	<p><b>【具体的な内容】</b>          遊興行為の時間規制について、外国人等訪問客のニーズや周辺環境への影響を考慮しつつ、時間延長を求める。</p> <p><b>【提案理由】</b>          深夜飲食店における遊興行為(ショー、生演奏等で客を楽しませる行為)については、風俗営業法で0時以降は禁止されている。(キタ・ミナミについては、条例により午前1時まで)</p>	大阪市府	警察庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
16	26年8月5日	26年9月10日	民間事業者「公の施設」の管理運営への参入を促進するための新たな制度の創設	<p><b>【具体的な内容】</b>          民間事業者が「公の施設」の管理運営に参入する手法として地方自治法により指定管理者制度が設けられている。しかし、「公の施設」はいわゆる箱モノ施設から河川・堤防、更には公営事業関係施設までを含むものとされ、民間事業者が管理運営を行う場合には、一律に指定管理者制度が適用されることになっている。          「公の施設」の実態・性格等により、取扱いの区分を設け、例えば、現行の指定管理者制度とは異なる枠組みとして、契約関係で民間事業者が管理運営を受託できる制度を創設されたい。</p> <p><b>【提案理由】</b>          指定管理者の指定は、行政処分とされ、地方自治法第244条の2第11項では、地方公共団体には指定の取消しが認められている。指定管理者と地方公共団体との間では、リスク分担や指定の取消事由を取り決める協定書等を締結するものの、このような取り決めが、行政処分の取消しに対してどれだけの有効性があるのか不明であり、指定管理者は不安定な地位に置かれている。法律上、地方公共団体に無条件に指定の取消権を認めたものとは解されないが、民間事業者にとって、取消しの予測可能性が不十分であり、大規模な投資を行うにはリスクが高く、投資判断をする条件が整わない。          このため、民間事業者の投資が必要な「公の施設」の管理運営を行う場合は、民間事業者と地方公共団体の関係を、「指定」という行政処分で規律するのではなく、契約関係で規律する新たな制度の創設が望まれる。          指定管理者制度ではなく、契約で規律することができれば、民間事業者にとっては、事業機会が増えるメリットがあり、地方公共団体にとっても、「公の施設」の管理運営に参入する事業者が増え、競争環境が生まれることによるサービスの向上や委託料の低減が期待できるメリットがあるものと思料する。</p>	大阪市府	総務省
17	26年8月5日	26年9月10日	地方独立行政法人の業務の条例化と兼業禁止規定の緩和又は廃止	<p><b>【具体的な内容】</b>          地方独立行政法人の行うことができる業務について、法令での限定列挙を廃止もしくは緩和し、地方公共団体の判断に委ねられたい。          また、公営企業型地方独立行政法人等の兼業禁止規定を緩和又は廃止されたい。</p> <p><b>【提案理由】</b>          国の独立行政法人については業務の範囲は個別法に委ねられており、地方独立行政法人通則法では限定されていない。一方、地方独立行政法人については、地方独立行政法人法及び同施行令において業務が限定列挙されている。          このように国制度との違いがあるほか、法令で規定されている業務以外の業務を行う法人の設立を意図したとしても、法令改正が必要になるため、時宜を得た法人設立が困難となる。</p>	大阪市府	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
18	26年8月5日	26年9月10日	建設業役員の経験年数の緩和	<p><b>【具体的な内容】</b> 建設業役員に必要な5年以上の経営経験の規定の削除あるいは、年数の短縮化、講習の受講等の代替措置の創設を求める。</p> <p><b>【提案理由】</b> 建設業法では、常勤役員の1人が許可を受けようとする建設業に關し、5年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有することが条件となっているが、大企業の子会社では、役員が2年で交代するため、5年の建設業の役員経験が欠ける恐れが高い。</p>	大大阪阪市府	国土交通省
19	26年8月5日	26年9月10日	都心への大学設置	<p><b>【具体的な内容】</b> 複数の大学が、運動場や、講義場所等を共同で設置し利用できることを求める。また、校地や校舎面積を単に両者の収容定員の合計を当てはめるのではなく、講義場所や校地面積について柔軟に対応することを求める。</p> <p><b>【提案理由】</b> 工場等制限法(2002年廃止)で大学の新增設が制限されていたため、大学が郊外へ移転し、都心部の大学は減っている。 大学設置基準では、運動場や校地の面積、校舎の面積等を定めているが、複数の大学を共同設置する場合の基準がないため。</p>	大大阪阪市府	文部科学省